

任児童委員の関わりも拒否するようになってしまった。その結果、A子、B子の登校、登園が中断されることとなった。そのため児童福祉司は、家庭訪問の頻度を増やし、A子とB子の登校、登園に付き添うなど、再び母子での引きこもり状態に陥らないように努力した。しかし毎日の家庭訪問の実施は、実務的にも困難であり、次第に不登校、不登園状態になっていった。

状況が以前に戻ってしまったことから、他機関からは「A子、B子の一時保護」が強く打ち出されるようになり、在宅での支援も行き詰まってしまった。その後も在宅支援を展開するために、関係機関との協議や実母への働きかけを行ったが、いずれも積極的な協力は得られず、児童福祉司による家庭訪問のみが、唯一の支援となってしまった。

※ 本事例は、その後、ネグレクト状況に改善の余地が見られないことから、職権による一時保護を実施し、児童福祉法第28条により児童養護施設への入所となり、家庭からの分離による支援へと移行したことを付け加えておく。

### 3 考察—この事例からいえること

#### ① 虐待の告知—虐待への認識に対する援助

本事例では、受理後、一時保護という援助方針のもとで、家庭への関わりをスタートさせている。さらに“虐待”そのものに焦点をあてることよりも、その背景にある“養育の負担感”という点に注目し、そこを一時保護の根拠として、支援を展開しようと試みている。これは、職権による一時保護や児童福祉法第28条による施設入所など、法的対応を実践する事例が増加してきている現在でも、頻繁に使用されるアプローチの方法である。

確かに、このアプローチ法は、“虐待”をメインテーマするよりも、保護者には受け入れやすく、児童相談所との摩擦も少ない。しかし、このアプローチ法は、保護者に対して、現在、問題となっている状態、すなわち子どもへの“虐待”という行為に目を向けさせるどころか、保護者自身の行為を正当化させる、あるいは「虐待を認めない、認めたくない」という気持ちを肯定してしまう要因ともなり得るものである。

本事例においても、この介入時のアプローチの仕方が、その後の支援の展開に大きな影響を与えたと思われる。結果的に、長期にわたってネグレクト状態が継続することとなり、子どもたちへの影響は大きかったことが推測される（ここでは、一時保護中の心理診断および行動診断の結果は記載していないが…）。結局、職権による一時保護および児童福祉法第28条による施設入所という段階になってはじめて、“虐待”という問題に対して、保護者も児童相談所も向き合うことができたといえるのではないだろうか。

いずれにしても、虐待の告知あるいは宣告は、その後の家族全体への支援の展開に大きな影響を与えるものであり、保護者の“虐待”という認識に対する援助は、つまり「虐待を認めない保護者の心理にどう切り込むか」という点は、家族支援を展開していく上で、重要な要素であると思われる。敢えて法的対応をとることによって、虐待を告知あるいは宣告するという必要なのかもしれない。

#### ② 多機関からの支援を受け入れる姿勢の形成—家族支援の基盤づくり

一時保護を前面に打ち出した援助方針のもとでの支援が膠着化していた時期に、保護者の離婚という家庭状況の急激な変化が起こったことによって、本事例に対する家族支援が

大きく展開することとなった。実母にとっては、夫婦不和、DV という家庭内のストレス要因のひとつから解放されたことになり、そのことで、支援を受け入れやすい心理状態となったものと思われる。それが生活保護や児童扶養手当の申請という、自ら支援を求める行為にもつながったものと推測される。

家族全体に対する支援を実践していく上で、その支援を受け入れる姿勢や心理的な余裕が、どの程度、保護者や家庭にあるかという点は、先に述べた保護者の虐待への認識と同様に大きな要素であると思われる。なぜなら、虐待が生じる家族には、背景に様々な問題を抱えていることが多く、その結果、本事例にもあるように、多くの機関や部署がひとつの家族に関わることとなる。虐待が生じる家族の特徴のひとつに、近隣や地域からの孤立が挙げられるが、普段から孤立しがちな家族にとって、ひとりの人間、ひとつの機関が関わることと違って、一度に多数の人間が関わることによるストレスは、多大なものだと想像される。もともと対人関係をうまく取れない保護者にとっては、支援そのものが、逆にストレスとなってしまうこともある。したがって、家族支援を展開するにあたっては、準備段階として、家族が多機関からの支援を受け入れられる下地、すなわち支援を受け入れる姿勢の形成を図っておく必要があると思われる。

本事例では、この支援を受け入れる姿勢の形成していくために、家庭状況の変化に対する迅速かつタイムリーな支援策の提示と一貫した共感的、受容的態度によってアプローチしている。そして児童相談所だけでなく、徐々にそのアプローチの輪を、他機関に拡大していっている。児童相談所との援助関係の形成が、その後の他機関との援助関係形成の基礎となっているといえる。

虐待事例においては、一気に問題の解決（虐待状況の改善）を図りたくなるのが常であるが、ここでの地道な児童相談所の努力が、その後の家族への支援を展開していく上で重要であると思われる。家族への支援を展開していく上での足場をしっかりと固めることが大切である（生命の危険性を伴うような身体的虐待事例や法的対応が必要な事例では、分離後にこの「足場を固める」作業を行っていくことになるわけであるが、往々にして、保護者の意に反しての分離であることから、その作業には難航を極めることが多く、これが虐待家族への支援の難しさの一端ともなっている）。

### ③ 虐待の背景ある問題への支援—生活全体へ支援

虐待が生じる家族は、その背景に多くの問題を抱えている場合が多く、その多様な問題が家族の機能不全状態を生じさせ、その結果として、虐待が発生している。つまり虐待は、家族の機能不全状態の結果であり、症状である。一時保護や施設入所は、この結果であり、症状である虐待そのものを家庭から取り除く方法である。しかしそれだけでは、虐待という問題の根本的解決にはならない。虐待の背景にある家族の機能不全状態、そしてその状態を生じさせている背景、すなわち家族の抱える問題へのアプローチなくして、虐待の根本的な解決とはなり得ない。なぜなら目の前の、結果・症状である虐待を取り除いただけの状態は、常にその再発の可能性を秘めているからである。

本事例においては、ネグレクト状態そのものに注目した一時保護という援助方針のもとでの家庭へのアプローチと、在宅支援を基本的な援助方針として、その背景にある問題—すなわち経済的困窮や実母の身体的・精神的不安定さ、家事能力の低下、子どもの不登校・

不登園などへの支援の展開を試みた家庭へのアプローチとでは、展開が大きく違ってきている。前者では関係性や展開が膠着状態に陥っており、おそらくそのままでは、早期に職権による一時保護および児童福祉法第28条による施設入所などの法的対応をとることになっていたであろう。後者においては、わずかずつではあるがネグレクト状況にも改善の兆しが見え始めていた。

結果的に、この事例は法的対応（職権による一時保護、児童福祉法第28条による施設入所）による家庭からの分離による支援に移行したわけではあるが、この段階があったからこそ、児童相談所は躊躇することなく法的対応への判断を下せたのであろうし、また保護者もその結果を認めざるを得なかったのであろう。これは、虐待そのものへのアプローチもさることながら、その背景にある問題へのアプローチ、すなわち虐待家族の生活全体に対する支援の効果であるといえる。在宅で実践するか、分離後に実践するかは、虐待の内容や重症度、緊急性など、虐待そのものへのアプローチとともに、その背景にある家族の抱える問題の家族的な意味などを十分検討した上で実践する必要はあるが、少なくとも虐待そのものへの直接的アプローチ以上に、その背景にある問題へのアプローチ、生活全体へのアプローチの方が保護者には受け入れやすく、保護者が受け入れやすいということが、虐待状況の改善につながっていくものだといえる。

虐待事例への対応は、その防止をも含むものでなければならない。そうでなければ、単なる対症療法でしかなくなってしまう。したがって、虐待の根本的解決には、家族が機能不全状態に陥る原因への働きかけが必要である。児童福祉司には、家族の生活全体に対する支援を展開する、ファミリー・ソーシャルワーカーとしての役割が求められる。

#### ④ 虐待の背景に対するアセスメント

生活全体への支援を実践するためには、虐待の背景にある問題に対するアセスメントが非常に重要な位置を占めることになる。ここでのアセスメントが適切でないと、支援そのものが空回りしたり、不必要な支援を展開したりすることとなる。家族支援を念頭においた虐待対応を考える上では、虐待の背景にある家族の抱える問題・課題に対するアセスメントおよびその問題・課題への支援に対する適切な機関の選定というアセスメントも欠かせない要素であると思われる。本事例では、経済的支援である生活保護に加えて、一時保護から在宅支援へという援助方針の変更に伴うアセスメントの結果、新たに4つの具体的支援を展開し、一定の効果を挙げている。

虐待事例に対するアセスメントというと、家庭からの分離の可否を検討することが中心の、いわゆるリスクアセスメントをイメージすることが多い。このアセスメントを、虐待へのリスクと考えるだけでなく、家族の抱える問題へのアセスメントとして活用することも必要である。虐待という目の前の現象にだけ目を奪われるのではなく、その背景にある家族の抱える問題・課題に対しても目を向けること、すなわちアセスメントすることが、虐待事例への家族支援においては重要であると思われる。

#### ⑤ ネットワークによる支援—援助活動チームの形成

虐待事例への対応には、発見⇒通告⇒調査⇒介入⇒支援という段階がある。このうち、調査⇒介入という段階では、児童相談所が担う役割が大きい。児童相談所の虐待事例への対応の中心的部分であるといえる。しかし、その前後の、すなわち発見⇒通告および支援

という段階においては、児童相談所が単独で役割を担うには限界がある。地域を含む関係機関との連携が重要である。

本事例では、地域および複数の機関が状況を把握していながらも、いずれからも児童相談所への通告がなされなかった。虐待に対する関係機関の認識の乏しさもさることながら、発見段階での機関連携は有効ではなかったといえる。そのため児童相談所が介入した後も、児童相談所と病院、児童相談所と福祉事務所というように、児童相談所と他機関というネットワークの形成で終わってしまっている。つまり、この家庭に対して支援を展開するためのチームが形成されていないといえる。そのため関係機関との、この家族に対する支援目的やその方法に関する意思統一が図られていない感は否めない。そのことが、最終的に家族への支援体制が崩壊してしまった原因のひとつとも考えられる。

近年、国の児童虐待防止市町村ネットワーク事業の推進によって、各々の地域において虐待に関わる連絡協議会などが立ち上がっている。その結果、以前よりも関係機関との連携は図りやすくなっている。しかし、それは先にも述べた児童相談所と関係機関との連携のレベルにおいて、という印象が強い。援助活動チームとしてのネットワーク形成が、虐待対応には必要である。各関係機関が虐待事例に関わる責務を認識することはもちろんであるが、児童相談所としても、ひとつひとつの事例に対する援助活動チームの形成に努力する必要がある。

#### ⑥ 多機関による支援の必要性と危険性への認識

さきにも述べたように、虐待が生じる家族には、背景に様々な問題を抱えていることが多い。そのため支援にあたっては、多くの機関がひとつの家族に関わることになる。しかしこの多機関が関わることで、逆に保護者や家族にとってのストレスとなり、それが支援の拒絶につながり、その結果、一層、家族を孤立させてしまう原因ともなり得る。

確かに、多様な問題を抱える家族に対して、児童相談所が単独で支援を展開できるだけの機能は、残念ながら持ち合わせてはいない。そのため他機関の機能を積極的に活用して、支援を展開していく必要があるわけであるが、そのことが保護者や家族にとっては、一方的な支援の押しつけや家族の監視役として受け止められることもあり得る。

本事例では、ヘルパーの初歩的なミスをきっかけに支援体制が崩壊してしまったが、関わったすべての機関が、この家族にとっては監視役であったのではなかろうか。「きちんと通院できているか」「きちんと登校、登園させているか」「食事の準備はしているか」など、できていないことへの監視を徹底することで、この家族に対する支援とみなしていたのではないだろうか。多機関が関わりながらも、“支援”というスタンスが保てていなかったのではなかろうか。

虐待事例への家族支援においては、多機関から構成される援助活動チームによる支援活動が重要であるが、一方で、多機関が関わることによる危険性も十分に認識しておく必要があると思われる。

#### 4・児童相談所の家族支援における課題

この事例からいえる児童相談所の虐待事例に対する家族支援の課題をまとめると、次のようになる。

- 1) 虐待家族に対する家族支援を展開する上で、介入の初期段階における保護者への虐待に対する認識への援助は、重要な要素となる。
- 2) 虐待家族に家族支援を展開するにあたっては、家族が支援を受け入れる姿勢を形成していく過程が重要であり、そのタイミングを見極める力量が求められる。
- 3) 虐待そのものに注目することも大切であるが、虐待の背景にある家族の抱える問題に対するアセスメントと、それに基づく家族の生活全体への支援が、再発防止まで視野に入れた虐待対応には必要なことである。
- 4) 虐待家族への支援は、ひとつの機関が担いきれるものではない。多職種とのチームを形成することによって、より効果的で有効な支援が行える。
- 5) 虐待家族への支援は、多機関による支援展開が必要であるが、一方で多機関が関わることにより、支援の目的や方法に統一性を欠く危険性をはらんでいることに注意する必要がある。

虐待事例に対する家族支援において、一機関の努力、ひとりの担当者の努力では、効果的で有効な支援は展開できない。多職種とのチームを形成し、援助活動チームとして支援を展開することが、虐待家族に対する有効かつ効果的である。そのためには虐待対応の中心的機関として位置づけられている児童相談所は、援助活動チームのコーディネーターとして、そして実際の支援活動の展開にあたってのケースマネジメント機関としかし、今回の考察は、あくまで私見であり仮説の領域を脱していない。しての役割が求められる。そして虐待対応には、ファミリー・ソーシャルワークがより一層求められる。

## 5・おわりにー今後の課題

本稿では、ネグレクトが生じている家族に対する在宅支援の実践事例を取り上げ、考察を試みた。こうしてひとつの事例をあらためて別の枠組みで検討し直すことで、その事例もつ深みやその背景を探求することができた。

これまでの虐待対応は、どちらかという子どもの安全性が優先され、その結果、職権による一時保護や児童福祉法第28条により施設入所などの法的対応の整備や実践がなされてきたように思われる。子どもの安全性が最優先であることに疑いの余地はないが、今後は家族への支援という視点も虐待対応のなかに取り入れていかなければならない。そのためには、家族支援を実践する上での枠組みや、内容について、十分な検討が必要であると思われる。今後も引き続き、児童相談所の虐待家族に対する支援のあり方について、事例検討を深めるとともに、統計的調査なども通じて実証していきたいと考える。

また最後に、本稿をまとめるにあたり、川崎市中央児童相談所：谷戸誠氏の協力を得たことを附しておく。

### 3 里親に対する家族支援のあり方の現状と課題

篠島 里佳（横浜市中央児童相談所 一時保護所 保育士）

#### 1・はじめに

一般的に「虐待」とされる理由で里親に委託されている児童は、里親委託児童のうち約4割を占めている<sup>1)</sup>。委託前の養育環境や虐待による影響等から、里子を養育することは里親の「愛情」や「子育て経験」のみでは困難な場合が多い。昨今の虐待増加により施設の定員が超過し、要保護児童の受け皿不足から里親制度への期待が高まり、平成14年10月に被虐待児の養育を専門に行う「専門里親制度」が創設された。

そこで、「専門里親アンケート調査」<sup>2)</sup>から、被虐待児を養育する上で里親がどのような困難を抱え、またどのような支援を必要としているのかについて整理した上で、被虐待児を養育している里親に必要な支援について述べたい。

#### 2・専門里親希望者の調査結果

平成15年5月から6月にかけて、東京、京都、埼玉で行われた専門里親研修のスクーリングに参加した専門里親希望者を対象に、郵送による自由記述式のアンケート調査が実施された。その調査結果から、被虐待児を養育する上で里親がどのような困難や不安を抱え、また、どのような支援を必要としているのかについて整理したい。

##### (1) 被虐待児を養育する上で困ったこと

被虐待児を受託したことがある里親が、どのようなことで困ったかという質問に対する回答では、「被虐待児特有の行動の問題」「コミュニケーションの問題」「里親自身が抱える問題」「児童相談所との関係・制度に関するもの」「実親」「社会環境」に大別された。最も多かった「被虐待児特有の行動の問題」(12コメント)では、盗癖、性癖、うそ、多動、非行、家庭内暴力、パニック、気持にムラがあり反応が読めない、内と外の顔が違うこと等がみられた。次いで「里親自身が抱える問題」(7コメント)では、里子の試し行動への対応や挑発に乗らないよう平静さを保つ苦労、家族を巻き込んでしまうことのつらさ等であった。「児童相談所との関係・制度に関するもの」(5コメント)には、児童相談所の問題として、里子を理解する上での情報提供やケアが不十分であること、また自立が困難な措置解除後の児童を長年にわたってケアすることの大変さ等がみられた。「実親」(2コメント)に関することでは、実親とのかかわりの困難さや、実親のストーカー行為に対する不安が挙げられていた。「社会環境」(1コメント)では、里子の問題行動で学校や近所に迷惑を掛けたこととなっていた。

##### (2) 被虐待児を受託する上での不安

被虐待児を受託し養育する上での不安としては、「行政や実親との連携」(5コメント)、

1) 平成10年2月1日現在「養護施設入所児童等調査結果の概要」

2) 木ノ内博道『「専門里親アンケート調査」結果の報告』第49回関東ブロック里親協議会第2分科会「専門里親制度の浸透について」

「自分のスキルへの不安」(4 コメント)、「子どもを受け入れることへの不安」(3 コメント)、「その他」(8 コメント)に大別された。最も多かった「その他」には、不十分な支援体制や専門里親制度に対する不安、研修だけでは不安は解消されないこと、ケースバイケースにどのように対応するかといった内容がみられた。

### (3) 専門里親希望者が必要としている支援

最も多かったのは「仲間同士の交流」(20 コメント)で、子育ての不安等を互いに話し合える関係、日常的な相互援助、学習会、行政への要望、専門里親の全国組織を作って情報交換や研究を行う、といった内容がみられた。次いで「サポート」(8 コメント)となっており、地域や学校等のサポート、専門家のサポート、行政や専門機関との連携、専門里親のホットライン等があった。最後に「レスパイト」(5 コメント)に関するものでは、里親の病気や冠婚葬祭の時、里子の夏休み等の長期休暇時に利用したいこと、またレスパイト先には施設ではなく里親が望ましいといった意見がみられた。

## 3・まとめ

被虐待児の養育を行う「専門里親制度」が平成14年度に創設されたが、専門里親として認定を受けていない里親の中にも現に被虐待児の養育を行なっている者もいる。この現状を踏まえた上で、被虐待児を養育している里親に必要な支援における改善課題について述べたい。

### (1) 研修について

社会的養護を担う里親が研修を受けることは必要不可欠である。「里親が行う養育に関する最低基準」でも、里親は研修を受け資質向上に努めるよう規定されている。しかし現実には、里子の養育で研修に参加することが困難であったり、研修参加に対する里親側の意識が希薄であったり、体系的な研修プログラムが用意されていなかったりと、まだまだ課題が多い。専門里親には、児童福祉論を含む8科目の通信教育とスクーリング、児童福祉施設での実習といった新規認定時の「認定研修」を修了していることが要件として定められており、また専門里親登録更新時に行う「継続研修」がある。しかし、養育里親には、里親制度及び児童の養育についての基本的な知識や技術の習得を図ることを目的とした「基礎研修」があるのみで、研修内容としても不十分である。また、専門里親は委託児童の家庭環境の調整に協力することになっているが、要保護児童の多くは実親<sup>3)</sup>がいることから、養育里親も実親の理解や対応に関する研修が必要である。さらに、養育里親の要件には研修を修了していることは規定されず、「児童の養育について理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること」となっており、養育里親には熱意や愛情が研修よりも重んじられ、研修を受けることは努力義務に留まっている。

また、研修に関する調査結果では、講義形式で基礎知識を習得するよりも、被虐待児の養育に役立つ具体的な内容やロールプレイ等の演習形式のものが評価を得ていたことから、より実践的な研修が求められていると言える。守秘義務やプライバシーに配慮しつつ、里子の事例を用いた研修を行うことも効果的であると思われる。

<sup>3)</sup> ここでの「実親」とは、委託前に子どもを養育していた者とする。

## (2) 委託後の状況把握と継続的な支援

研修の重要性は言うまでもないが、研修を受けさえすれば問題が起こらないとは限らない。そこで必要なのが、委託後の状況把握と継続的な支援である。

### 1) 状況把握

委託後の里親および里子の状況把握として、現行では児童福祉司による家庭訪問が行われているが、きめ細かい支援を期待できる状況にないのが実態である。所沢児童相談所が行っている「里親サロン」<sup>4)</sup>は、定期的に里親子の状況把握ができ、問題を抱える里親子の発見や個別訪問を行う等の支援へとつなげることができる点では参考となるであろう。また、乳児院や児童養護施設から里親委託されているケースも多いことから、委託前に入所していた施設の家族支援専門相談員にその業務を委任することも検討すべきではないだろうか。

また、児童相談所の担当職員が異動等により変更することが多く、里親子との信頼関係や里親を指導・援助する力量や経験が担保しにくいという弊害もある為、里親専任の職員を配置することが望ましい。

### 2) 専門機関による相談援助

専門的なアドバイスが必要と思われる時には、児童相談所を中心に、児童家庭支援センター等の児童福祉施設の相談機関、学校や教育相談センター、保健・医療機関、警察署の相談機関、民間の援助機関等、様々な社会資源がある。しかし、具体的な社会資源に関する情報を持っていなければ活用できない。児童相談所や里親会が、里親に対して情報提供することも必要である。

### 3) 里親同士の交流

前述の調査結果からも里親同士の交流を求める意見が多かったが、里親同士が気兼ねなく子育ての苦勞を話せる場の保障は、里親のストレスを軽減したり、具体的なアドバイスや情報を得たり、「大変なのは私だけではない」といった安心感や励ましの機会となることが多い。また、里親交流の機会を設けることは、里親同士のネットワーク作りに有効であり、セルフヘルプグループとしての役割が期待できる。

### 4) レスパイト・ケア

里親の養育は24時間365日行なわれており、また里子の養育は一般の子育て以上にストレスを抱えることも多い。平成14年度より、年7日以内のレスパイト・ケアが制度化されたが、里親自身の休息のみでなく里子の状況を把握する上でも有意義な制度であると思われる。しかし、この制度を利用することで里子が不安定にならないよう、委託前に入所していた施設の利用や日頃から親しい他の里親家庭に委ねる等、里子への配慮も必要である。

4) 所沢児童相談所が行っている「里親サロン」の概要

委託直後の里親・里子全員に月1度、日を決めて児童相談所へ来所してもらい、午前中2時間は研修を行う。昼食を交えて1時間ほど里親だけで話しをしてもらい、その後2~3時間振り返りの時間を設ける。その間、里子の方は職員らが遊びを通して行動観察を行う。そして、里親と里子の様子を引き合わせ、問題を抱えている親子には家庭訪問や個別面接等を行う。

### 3. 里親制度への理解促進

里親が地域から孤立することなく社会的に認知されるよう、一般市民の里親制度に関する理解を促進することは必要であろう。特に里親・里子ともに関わる機会が多い保育所、幼稚園・学校等の教育機関、医療機関の里親制度への理解や協力は必要不可欠である。

#### (4) 今後の里親制度のあり方

今後は、里親制度を地域援助システムの中の一資源と位置づけ、多様なサービスを併用しながら里親制度を活用していく方向で検討する必要があると考える。「児童養護施設近未来像Ⅱ」でも、施設か里親かといった二者択一的な捉え方からの脱却と、双方のパートナーシップの重要性を挙げているが、里親家庭だけで養育を完結するのではなく、施設や地域の社会資源と有機的に協働しながら、里子を養育していくシステムを構築する必要がある。たとえ里親がレスパイト・ケアを活用し、研修により専門性を高めたとしても、様々な問題を有する被虐待児を家庭という私的な空間において里親のみで養育するには限界があると思われる。施設および里親それぞれの枠内で制度を改善していくのではなく、社会的養護のあり方自体を、抜本的に見直す時期に来ているのではないだろうか。

#### 4 児童福祉施設における虐待事例に対する家族援助のあり方に関する研究 — 居住型児童福祉施設における職員への個別面接調査を通して —

本章 執筆：山田勝美（長崎純心大学）

本章におけるヒヤリング調査と資料作成：天羽浩一（鹿児島国際大学）、斉藤美江子（砂町友愛園）、谷口純世（聖母女学院短期大学）、鈴木力（聖徳大学短期大学部）

##### I 研究目的

平成16年度厚生労働省予算概算要求において、児童養護施設に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置が盛り込まれた。この家庭支援専門相談員には、児童養護施設に入所する子どもたちが家庭に戻り、家族と共に暮らすことのために支援を行うことが期待されていると考えられる。

このことを前提としたとき、重要でありかつ困難が予測されるものに虐待をした親への支援の課題がある。その課題及び対処方法が明確にされていかなければ、家族支援専門相談員の配置を行うだけでは問題の解決にはならない。

では、そこにはどのような困難とそれへの対処があるとされているのだろうか。庄司ら（2003）によって、親に対する指導法のモデルが提示されている。これは、親に対する援助の流れや基本的事項という意味での整理としては有効であると考えられる。だが、具体的な実践上の課題に基づいた役割の整理という意味では十分ではない。

西澤（2002）は、施設における役割は、①親の子どもに対する理解の促進、②具体的な親子の関わり方に関する心理教育的な援助だとする。そのうえで、重要なことは、そのような施設における援助の前提にあるのは、親が虐待の事実を認識（場合によっては子どもに謝罪）であるとする。（p27）

確かに、西澤の指摘するように援助を展開しようとしても、その親自身に援助をうける動機付けがない、もしくは弱い場合、十分な効果は期待できないということが予測される。Jones（1997/2003）も、治療の第1段階に認知（虐待の事実を認めること）をあげている。

だが、親が虐待の事実を認めさせることは容易ではないだろう。庄司（2003）らの調査によっても、保護者に対する援助の困難さに、保護者の精神的障害、強引な引き取り要求、その後、3番目に虐待の認識がないがあげられている。西澤も総論として述べているだけであって現場の課題をふまえては言及していない。さらにいえば、現実的には、明らかな虐待の場合は別にしても、虐待の事実認定が難しく、これを疑われるような場合には虐待を認めさせることは難しいかもしれない。つまり、具体的に親に虐待の事実をどう認めさせていくか、そこにいまだ現実的な課題があると考えてよいだろう。

さらにいえば、保護者への援助を考えていく際に重要な点は、虐待を認めさせることだけではない。たとえば、子どもと家族を一体に捉えていく視点が重要ではないだろうか。今までの保護者への指導法においては、親にのみ焦点があたっている傾向があるといえる。むしろ、子どもがよい意味で変化していくときに、親自身もよい方向に変わっていくことは十分に考えられるわけである。むしろ、ファミリーソーシャルワーク（以下、FSW）とは、家族を一体に捉える方法論であるという点においていえば、これは自明であるのかもしれない。

最後に指摘したいのは、家庭復帰が難しくなった場合の対処もFSWのひとつの機能で

はないかということである。この場合に想定される困難さのひとつには、乳児院の場合であれば、里親に措置したいが、親が突然表れ、子どもを帰して欲しいといわれることへのためらいがあるだろう。このような場合、家庭復帰は「難しい」という状況の見極めが問題となる。もうひとつは、子どもへの告知や対処である。いつまでも家庭に帰れると信じている子どもに対し、家庭への思いにいかに対処していくのか、この点も重要な課題といえるだろう。

以上のように、保護者への援助をめぐるはいくつかの課題があるといえる。他方で、今までの現場実践のなかで蓄積された知見によって、効果的に家族援助を行えた場合もあるだろう。つまり、保護者への援助を展開するにあたって、何が重要な点なのか、逆に何が現場の抱える具体的な困難さなのかを明確にする必要がある。これらを明確にしたうえで、家族における援助方法を検討すべきではないだろうか。

そこで、施設職員が実際に援助を展開した事例のなかで保護者との関係形成が行えたもの及び改善されなかったものを選定し、家族援助の課題とそのあり方の検討を加える。これを本研究の目的とする。

## II 研究方法

### 1・調査対象施設

本年度は予備的調査としてこれを位置づけ、居住型児童福祉施設のなかで乳児院及び児童養護施設を調査対象とした。調査対象施設であるが、乳児院については家庭支援専門相談員もしくは専属のファミリー・ソーシャルワーカーを置いているA県2箇所、B県1箇所の計3施設を選定し調査した。児童養護施設については、C2箇所、D県1箇所、E県1箇所の計4施設である。

### 2・調査方法

#### (1) 方法

##### 1) 事例の選定について

調査依頼の時点で、入所理由もしくは入所後に虐待の存在が確認され、かつ親に対する援助で次の要件にある事例とした。平成16年2月から半年（なければ1年以内）以内に、親と子ども及び職員との関係形成が改善された事例とした。同様に、親との関係形成が改善されていない事例を選出してもらっておくこととした。今回の調査では、改善された事例8、改善されなかった事例7、合計15事例を収集することができた。

##### 2) 調査方法について

方法としては、まず基本的質問項目によって流れを構成し、後は自由に質問を展開する半構造化面接法にて行った。

なお、質問項目の作成にあたっては、先行研究をふまえ、①入所時の親の虐待への認知と児童相談所における援助経過、②親との関係形成における分岐点にあるものは何か、③入所後の家族への支援の経過とそれが子どもに与える影響について、④他機関との連携（特に児童相談所）、⑤乳児院においては家族支援専門員を配置による状況の変化について明らかにすべく作成した。詳細は巻末に添付したので参照していただきたい。

調査対象者は、家族への援助を直接担当している者とした。施設には、「家族への援助を担当している者は誰か」とお聞きし、施設の方で選ばれた方に聴き取りをする方法をとった。担当しているものが複数いると言われた場合、複数に話しを伺うこととした。その際、一人一人での面接でもよいし、グループインタビューでもよいこととした。

質問が担当者では把握していないという返答があった場合、そのことを把握している者を確認し、その方に補足の面接を行うこととした。

選定された調査対象者は、乳児院の場合、家庭支援専門相談員と専任のファミリー・ソーシャルワーカー（副院長を兼務）であった。児童養護施設では、S園及びF学園は、次年度よりFSWに就任予定の職員、O園は、園長、副園長、本年よりFSWとして採用された職員及び2名の職員の合計5名、S寮は、3ホームで家族援助を主に担当している職員であった。なお、調査実施期間は、各調査員が平成16年2月から3月にかけて行った。

### 3) 分析方法について

聴き取った内容は、テープ起こしにより逐語記録を作成し、質問項目に沿ったデータとして整理する。聞き漏らし及びテープの録音ミス等、再度聴き取りした方がよい場合が発生した際には、再度調査を行った。その後、得られたデータを質的分析法で検討した。今回は、KJ法を採用した。具体的には、得られたデータを小項目として掲げ、その共通項目にラベルを貼り、中項目、大項目として整理することで共通要因の明確化をはかった。

## III 調査結果

調査結果については、まず乳児院・児童養護施設の順番で報告する。その際、①保護者とのかかわりがとりやすかった事例、②保護者との関係形成が難しかった事例の順で、質問項目にそった結果を報告していく。

### 1・事例の概要

#### (1) 保護者との関係が改善された事例

##### 1) 乳児院

##### ①Dホーム（事例1）

母子家庭の親子。姑は母に子育てのことなど、いろいろなことを伝えたかったが、母にはそれが苦痛であり、そのため折り合いも悪く、また配偶者は協力的ではないと感じていたため、家を飛び出し、知り合いの男性（関係の詳しいことは定かではない）に本児（男児）とともに身を寄せる。現在離婚は成立している。母自身も幼いころから高校まで、乳児院、児童養護施設で生活しており、その影響もあるのか対人関係がうまくいかずに依存的な傾向が強い。なお、母は自分の生き立ちや子育てのわからなさなど、乳児院の職員に詳細に訴えている。

その友人宅において本児1歳2ヶ月の10月、夕涼みをしているときに階段から転落し、脳挫傷となり、病院に入院する。虐待かどうかどうにかについての詳細は不明であるが、医師は虐待の疑いが強いと疑っている。ただ本児が置かれていた環境からすれば、少なくとも虐待的な養育状況・環境にあったといえるケースである。母自身は具体的な子育てや家庭像がわからないという困り感を持っていた。

### ②K乳児院（事例2）

母子家庭で生活保護受給。主訴は養育困難であった。母親は駄目だと思うとすぐに子どもを手放し、本児はネグレクト状態であった。早期の家庭復帰は難しいと判断し、定期的な面会（週1回あるかないか）をしていくことで様子をみていくことになる。児童相談所からの当面の依頼も経過観察であった。母の意向としては、正月だけは実家に帰省し子どもを見せたいというが、大丈夫と確認されるまでは外泊させないことを原則として関わる。

### ③S乳児院（事例3）

家族構成は、当該児童D（女兒）及び父母。父親は無職、母親は精神科の看護師である。Dがダウン症であったことから、母親がそのショックで養育拒否の意思を示す。両親は不妊治療中であったところ、Dを妊娠、不妊治療について3組の夫婦のグループがあり、お互いに支えあってきたが、3組とも妊娠、他の2組が健常児であったところ、自分の娘のみに障害があり、それを受容できなかった。出産2ヶ月で、保健所をとおし、児童相談所に父親が連絡した。母親は精神科の看護師であり、種々の知識はあったはずであるが、いざ自分の子どもに障害があるということでの心理的ショック、ダメージは大きかった。

家事のみならず、授乳や抱っこもせず、「殺す」と言うこともあった（父親から伝聞）。また入浴時に「このまま沈めて殺そうか」と考えたりしたという。父親もショックは強かったようだが、入所時の別れの時にも「ごめんな」と泣くなど子どもへの愛着は強い。

無職であるが、少しでも早く就職し母親の病状を見極めながら一緒に育てていきたいと考えているという。母親も一時期は落ち着いてダウン症児を持った親の集まりに出たり、勉強をしていた時もあったが、現実を認知するにいたらず、拒否的となってしまった。出産時、子どもとの面会前にドクターから子どもの障害について告知を受けているが、告知時の問題もあったのではないかと考えられる（母親の障害受容に関してのプロセスについての無理解）。

## 2) 児童養護施設

### ①S園（事例6）

母親の本児への虐待。本児は、保育園年中男児である。保育園に登園しないことより、保育園園長が本児の兄から話を聞き、本児が家のトイレに1日中閉じ込められていることを知る。そのことで保育園より児童相談所に連絡あり。民生・児童委員、警察などを伴って救い出すことになる。本児の当時の体重は一般的年中児童平均体重の半分ほど（約10kg）であった。母親は本児が実父に似ていることから、憎悪に変わったという。

家族構成は、入所当時、実父、実母、兄（年長）、本児であった。その後、離婚し、実母、養父、兄、本児、妹（養父と実母の子ども）となる。引き取り時は、実母、兄、本児、妹となった。入所期間は、6年であった。

### ②F学園（事例7）

入所理由は、母親の精神疾患による虐待、特に妹に対してのネグレクトによるものであった。家族構成は、父親と離婚をし、母親と子ども（兄と妹）である。入所基幹は、5年8

ヶ月である。

### ③O園（事例8）

家族構成は、当該児童H兄（小3）、I弟（6歳）と母親（当時27歳）、及び内縁の夫による本児の妹に対する虐待、死亡に至る。母、内縁の夫ともに逮捕され、傷害致死で懲役3年の判決を受ける。妹も含め本児たちは前夫の子どもであり、上の二人は内縁の夫に懐いたが、妹が懐かなかったことから、実母を主軸にした虐待事件であった。当時の新聞は虐待という言葉ではなく、折檻死と報じている。

### ④S寮－1（事例9）

家族構成は、母、兄（小4）、本児（女子、小3）である。入所理由は養育困難。母はホステスとして夜勤務しており、本児らを養育できない。ご近所が気にかけていた。母にはてんかんの持病があるため、気を失う、呂律が回らなくなるときもあるなどの症状がみられる。

近所の人や保育園の先生ともうまく行かない。「周りの人がうるさい」等被害妄想があり、本児が泣くとうるさいと言っていた。ホステスのママから本児らを預けたらとアドバイスをもらい、福祉事務所に相談。福祉事務所が家庭訪問。児相につなぎ、家庭での養育が困難ということで施設入所。養育の意思はあった。本児、当時3歳。

児相の所見はみられなかった。長期の入所になるのではないかと思われていたよう。兄は別の児童養護施設に入所し、その後母に引き取られ、再度S寮に入所。

母は生活保護を受給している。福祉事務所や市の相談員に依頼して様子を伺ってもらうよう依頼している。

### ⑤S寮－2（事例10）

家族構成は、母と本児（男子）である。入所までの経緯として、母は外国人で、水商売をしていた。年配の男性と知り合うが、別れ、孤独と精神的ストレスでご飯も食べられない状態。本児3歳のとき、統合失調症となる。母、入院し、一時母の出身国に帰国。4歳のときに日本に戻る。母、病気で入院し、一時保護。

入所時は、着のみきのままという感じ。母に恐怖感を感じる。児童相談所は当初、母子関係をよく理解しておらず、母親の状態が回復すれば家庭復帰できると思っていた。母親の祖父母が外国にいるので、本児も含めて帰国させるような方向で援助目標がたてられていた。

## （2）親との関係形成が改善されない事例

### 1）乳児院

#### ①S乳児院（事例4）

母は前夫と離婚後に妊娠、元看護師（産院勤務）であったが、妊娠後も一度も医療機関に受診することなく自宅で出産。誰にも相談できず、直接当乳児院に電話相談してきた。丁度、児童相談所に出向いていた院長に連絡、院長と児童相談所との調整で、直接母と院長が連絡をとり、即日入所となる。母には前夫との間に男児（3歳）がいる。

男児は前夫が引き取っている。また母には多額の借金があり、就労して生活を安定させる必要がある。保育園に行けるまでの間、入所を希望するとのことであった。出産した本児（男児）の父は離婚後交際していた大学生であるが、いまは連絡をとっていないということであり、また離婚後 300 日以上が経過していないため戸籍上は前夫の子どもになるという。前夫とはたまに連絡をとっているとのことである。また祖母（本児の母方）との関係は良くなく、本児出産のことも伝えていないとのことである。

まったく自力でたとえ、産婦人科勤務の経験があるとはいえ、一人で出産したことに関して、驚嘆すべきことであるが、望まれた出産ではなく虐待にいたるリスクが内包されているといえる。主訴は養育困難であるが、虐待の質を内包している。

## ②D乳児院（事例5）

父 24 歳、母 20 歳の親子のケース。父は中学卒業まで児童養護施設で生活しその後飲食店に勤務している。仕事の休みは月 1 日程度であり、母の話では父が子育てに関わらない不満が高く、子どもを叩いて脳挫傷となり、子どもは乳児院へ入所することとなる。母は家庭で過ごしていたが、自分の父との折り合いが悪く子どもの頃自分もたたかれて育ったという。施設側からの印象では、頭がよく自分のしたことがわかっているようで、物事を分析的にとらえている。精神科外来へ母子および乳児院職員と通院をしていた。いつも主人がいてくれたらという気持ちやこれから子どもとの関係を取り戻したいという言葉が出てくる。

## 2) 児童養護施設

### ①F学園（事例11）

入所理由は、虐待（ネグレクト）である。日本各地あちこち（近畿地方や北陸など）子どもたちを連れまわしており、学校の先生より通報があった。家族構成は、母親、姉小学5年生、妹幼児3歳、（姉と妹の父親は異なる。内縁の夫は妹の父親）

### ②O園（事例12）

ネグレクトを理由に入所。該当児童は、中学校1年A。母子二人の生活であったが、本児が小学校6年時に母が家出、その後半年間にわたって本児一人だけでアパートでの生活をする。金銭のみ時折母が置いていく。本児は掃除、洗濯、食事もこなしていたようで、学校も気がつかなかった。その後、学校、本児の所属するサッカークラブの父兄が気づき、児童相談所に通告、一時保護となる。地元の児童養護施設に空きがなく、自宅からかなり離れた当施設への入所となる。現在まで3年経過しているが、本児は母から虐待（ネグレクト）を受けたという認識はなく、母も全くその認識はなく、施設側と考え方、養育感に大きなずれを残したままである。

### ③S寮-1（事例13）

家族構成は、母、本児（11歳）である。母親自身、中学まで養護施設で育っている。入所時は本児2歳であった。入所までの経緯であるが、母に生活能力がなく、借金もあって、子どもを養育できないというのが入所理由。子どもを育てる自信がないと母も話す。一度

乳児院に預け、その後引き取る。2,3ヶ月、近所の人に預けるということもあった。本児が急激に痩せてきたという話しが近所の人からもでる。母から児童相談所に相談。そのとき母23歳。

### ③S寮-2 (事例14)

家族構成は、父、母、姉、本児、弟である。現在、父は定職にはついていない。日払いの仕事に就いていると父より話しがある。母の精神疾患による生活保護が収入のたよりであったのではないかと母は統合失調症で入院中。それぞれ父が違う。現在の父親は弟の父。現在の父が、虐待がある。姉、本児は差別的扱いを受ける。喧嘩をすると本児のせいにさせられる。

入所時は父子家庭状態、母は入院中。父は酒を飲むとあれる。父が包丁をふりまわして本児たちを追い掛け回し、姉が警察に逃げ込む。本児らはその時点で一時保護、施設入所。(父はその後服役かもしれない)

父の隣に住んでいる母の叔父が子どもたちの面倒をみていた。入所当初も家があれていて、養育できる場として不適切であった。父には児童養護施設に入所した経歴がある。父方祖父は優しい人である。「自分が言ってきかせるから」と言っていたが、結局言ってもきかない。「あいつはつまらん」とよく言っていた。

### ③S寮-3 (事例15)

家族構成は、母と子。父とは未婚で別れている。入所までの経過として、祖母は、内縁の男性と暮らしている。孫には愛情がある。母には、児童自立支援施設の入所歴がある。妹も同じ施設に入所。入所時には暴れまわったという。

母親は精神的に混乱し、境界性人格障害という診断を受け、病院にかかり、入退院を繰り返す。子どもを叩いてしまうと市の虐待相談員に母自身が通報。「施設に預けたい」ということで乳児院に入所。だが、淋しくして仕方ないということで強引につれだす。祖母がみられるということもあり、家庭復帰となる。しかし、叩くのをやめられないということで支援センターにつないで、一時保護。

母親は強く引き取りを要求。この家庭は地域でも有名で養育は無理だろうと関係者は考えていたが、児相は今無理に母子を引き離すのはよくないという判断。決定的に引き離す理由、母親や祖母を説得する理由がみあたらないということもあった。そこで、帰すことになるが、結局祖母は仕事とかあり、みられず母がみることになる。母も最初はかわいがるが、子どもが言うことをきかないと叩いてしまう。助けてほしいと市に相談があり、家庭訪問すると、子どもをすぐ預ける。施設入所。

### (3) 事例の整理

上述の事例を整理すると以下の表となる。なお、虐待の種類については、得られた情報から推測することをしない。職員が虐待事例であると捉えていることを優先したい。

また特筆しておくべきこととして、15事例のなかの5例に、児童養護施設もしくは児童自立支援施設入所歴があった。

表1 調査対象事例

保護者との関係	事例の概要
(1) 乳児院	
A 関係改善	
①Dホーム(事例1)	夕涼みをしている時に階段から転落。虐待の疑い強い。
②K乳児院(事例2)	養育できないとすぐ子どもを手放す、虐待の疑いあり。
③S乳児院(事例3)	子どもの障害受容ができず、子どもを「殺す」とほのめかす
B 関係改善困難	
①S乳児院(事例4)	望まない出産、虐待に至るリスクがある
②Dホーム(事例5)	父が子育てに関わらない不満から子どもを叩いて、脳挫傷となる
(2) 児童養護施設	
A 関係改善	
①S園(事例6)	実父に似ている本児への憎悪、家のトイレに一日中閉じ込める
②F学園(事例7)	妹に対するネグレクトの疑い
③O園(事例8)	母親と内縁の夫による妹への虐待死による施設入所
④S寮-1(事例9)	入所理由は養育困難、本児ら幼少時に叩いたりしたことがあった
④S寮-2(事例10)	母の精神的不安定さのなかで本児をたたく
B 関係改善困難	
①F学園(事例11)	日本各地に子どもと連れ回す、ネグレクト
②O園(事例12)	母のネグレクトを理由に施設入所
③S寮-1(事例13)	母に生活能力がなく、子どもに適切な養育ができない
④S寮-2(事例14)	父が包丁を振り回し子どもが避難、施設入所
④S寮-3(事例15)	子どもを叩くのをやめられないという相談のもと施設入所

## 2・入所後の援助の経過

次に、入所後の援助の経過を整理した。具体的には、①入所段階における児童相談所との関係における援助目標の設定、②入所時点における親の虐待認識の有無、③基本的な援助展開である。この項目にそって整理した結果が下記の表である。

表2 事例における援助展開

保護者との関係の質	整理	概要
(1) 乳児院		
A 関係改善		
①Dホーム(事例1)	①児相	定期的な面会(週1回程度)を促していくという確認
	②虐待認識	詳細は不明
	③援助展開	月2回(1回4時間程度)の面会を半年ほど行う 生保ワーカーからの就労支援 職員、心理担当で面接。人とのつきあい方等へのア

		ドバイス 土日のアフターケア、保育所などの地域のネットワークを活用し、引き取りを検討
②K乳児院（事例2）	①児相	経過観察という確認
	②虐待認識	児相は虐待を把握していたはずだが、養育困難となっていた
	③援助展開	強引な引き取り要求に祖母がいることで了解 祖父母と喧嘩し、子どもを置いて実母出て行く 父親らしい男性が母と一緒に連れ立って一日おきに面会に来る 男性をキーパーソンとし、母もある程度やれるようになってきた 児相の外泊時の家庭訪問
③S乳児院（事例3）	①児相	母親の精神的安定と療養をはかる
	②虐待認識	詳細不明
	③援助展開	面会時に母と二人にならないよう配慮する 子どもに障害がありながら、健常児と発達の状況がかわないほどよいことで、母の表情に変化 離婚の危機も乗り越え、母が精神的に安定し、引き取りの方向へ
（2）児童養護施設		
①S園（事例6）	①児相	不明
	②虐待認識	認識はなかったようである
	③援助展開	入所後は様子をみていく程度の合意 母親とのコンタクトが難しい。音信不通 本児小学校2年生のおり、母親が引き取りという意思表示。この時点では見送りになったものの、その後施設側のアドバイスや定期的に帰省を繰り返し、本児もこれを楽しみにし、状態が改善されたとして家庭復帰となる
②F学園（事例7）	①児相	面会や帰省を行い、親子の様子をみていく
	②虐待認識	認識あり
	③援助展開	母親は子どもに関心があり、子どもの様子をよく施設に聞いてきた。しかし、心配性の部分があるのでその部分の配慮をした 児相のワーカーと母親との間に信頼関係があり、母親も真面目に精神疾患の治療を受けた 母親の引き取りの意思が強く、状態も安定したので引き取りとなる

③〇園（事例8）	①児相	逮捕されていたので、明確でない
	②虐待認識	逮捕された当時、反省はあまりみられなかった
	③援助展開	妹への虐待を目撃した他児への情緒安定と施設生活への適応を促す 母親が面会を求めてくるも、表情は硬く本音を出さない状況が続いた 兄の進路相談で、母の意見を積極的に聴き、母にイニシアティブをとらせるようにしたところ、それ以来喜怒哀楽の表情が率直に出せるようになった
④S寮-1（事例9）	①児相	不明
	②虐待認識	入所後発覚
	③援助展開	面会及び外出は職員同伴 一定の距離をおき、手紙や電話での連絡とそれによる兄への母親の変化 母の過去の大変さに共感しつつ、子どもとの関係を保ちながら、母が子どもに「叩いてしまった」ことへの謝罪を行う 子どものよい変化とそれが母親により意味で影響する
④S寮-2（事例10）	①児相	母の状態が回復すれば家庭復帰
	②虐待認識	入所後、面会時の様子を見て施設職員が気づく
	③援助展開	引き取りが難しいことを子どもの状態を通じて認識してもらうよう働きかける 母親へのよいイメージを作り出す対応 母親の思いを共感しつつ、子どもに謝罪してもらう 子どものよい変化とそれが母により影響を与える
B 関係改善困難		
(1) 乳児院		
①S乳児院（事例4）	①児相	面会を奨励することで親子関係形成をはかる
	②虐待認識	認識はない
	③援助展開	児相に「連絡した」ことへの評価を伝える 入所から半年は平均して月2,3回の面会 その後、母親の所在が不明となる。祖母はそのことを知らず、母からの連絡を待ちながら、祖母の面会を奨励することにする。 母は別の所帯をもち再婚していたことがわかる
②Dホーム（事例5）	①児相	虐待という言葉をしようせず、親と関係をつくる
	②虐待認識	おそらくあったであろう

	③援助展開	最初の援助目標は父親の育児参加を促す 母親は乳児院担当職員と共にメンタルクリニックに2週に1回通院 しかし、母は被害者意識が強く、行ったことに対する危機感がないという指摘を医師から受ける その後、母が家を飛び出す、表面的によく振舞っていることがわかる
(2) 児童養護施設		
①F学園 (事例11)	①児相	連携がうまくいかず
	②虐待認識	不明
	③援助展開	親と施設と連携をして関係をよくし、子どもへの養育の連携をはかろうとした 面会時、母親が子どもを連れて行方不明。そのことで姉が施設の方がよいと言い出す 言動に不一致が多く、職員は振り回されてしまう
②O園 (事例12)	①児相	入所時点では母、行方不明
	②虐待認識	認識なし
	③援助展開	行方不明であった親が表れ、一時帰省が認められる 本児には園での生活に慣れさせるという方針だが、そもそも一人で生活していたので施設生活は本意である 母親に生活姿勢に変化がなく、児童相談所の予備足にも再三キャンセル
③S寮-1 (事例13)	①児相	特になし
	②虐待認識	不明
	③援助展開	本児に引き取り等の話しをする前に施設に言ってほしいと伝える 約束を守ってもらうことで本児との信頼関係の形成をはかろうとしている
④S寮-2 (事例14)	①児相	不明
	②虐待認識	不明
	③援助展開	父が強引な、時には恐喝めいた引き取りの要求をしてくる 園は反対するが、姉が家庭復帰を希望。結局、帰ることになるが、面倒をみられず 今は少しずつ職員の話しをきけるようになってきてはいるが、親は施設職員を自分から引き離す存在だと捉えてしまい、信頼関係の形成が困難である
④S寮-3 (事例15)	①児相	本児が10歳程度まで引き取りは難しい